

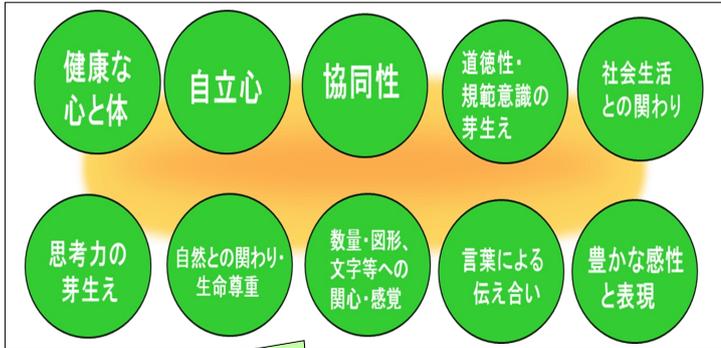
幼保小の円滑な接続をめざして

幼児期の学びを生かす



新小学校学習指導要領総則の中には、幼児期の教育と小学校教育とのつながりを大切にするよう記載されています。今回は、そこで示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10の姿）と職員研修で10の姿を手掛かりにした幼児理解を進めている湖山西小学校とひかりこども園の取組を紹介します。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)



新小学校学習指導要領 総則 「第2 教育課程の編成 4 学校段階等間の接続」には、次のように記載されています。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫すること」

「幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう(中略)指導方法の工夫や指導計画の作成を行うこと」

幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼児期において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿。

詳しくは「幼保小連携・接続リーフレット」をご覧ください。具体的な10の姿について、示してあります。



「湖山西小学校」と「ひかりこども園」の交流から



湖山西小学校では、夏季休業中に職員の保育体験を行っています。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の視点を通して子どもの姿を園の先生と共有しています。このような研修は、幼児理解や幼児教育への理解を深め、子どもの育ちを重視したカリキュラムの作成へとつながっていきます。

思考力の芽生え

保育体験の様子



ただ元気に遊んでいるという見方ではなく、園児が遊びを工夫する姿から、**思考力の芽生え**を見取ることができました。

(参加職員の声)

10の姿の視点での子どもの姿の共有



大切なことは、幼児期の学びと小学校での学びを切り離さず、子どもの経験や育ちつつある力を生かすことだと思います。そのため、幼児の学ぶ姿を見る機会を作り、学校全体で共有し、育ちをつないだ取組を進めています。

(連携・接続推進担当者の声)

児童が主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうためには、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を行うことが大切です。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとして、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力について理解し、児童の成長を把握しながら、カリキュラムをデザインしていきましょう。

【研修会のご案内】

「東部地区幼保小連携・接続推進研修会」

日時：令和2年2月13日(木)14時～16時半

会場：県立福祉人材研修センター

講師：岐阜聖徳学園大学 西川正晃 教授

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導についてなど、実際にカリキュラム編成・指導を行う上で、大変参考になるお話を聞くことができます。小学校の先生方の積極的なご参加をお願いいたします。

社会教育
コーナー



豊かな学習の場を提供する公民館

地域においても子ども達のために様々な教育活動が行われています。その中の一つである公民館活動では、長期休業日だけでなく、土日祝日、放課後等、子ども達の学習の場として様々な講座等を実施しています。今回は、昨年度優良公民館に選ばれた久松地区公民館の子どもに関する約20講座の中から2つを紹介します。

星を見る会

さじアストロパークと鳥取市天文協会より講師を招き、星の観察会が行われました。室内で星座等についての説明を受けた後、外に出て実際の星座を観察したり、天体望遠鏡で月・土星・木星を観察したりしました。星を見ながら指導を受け、知識を確かなものにしていました。



望遠鏡で月を見るとクレーターが見えました。

星の大きさ、星座のかたちなどを学習しました。



プログラミング教室

地域の方が講師となり、小学生対象のプログラミング教室が行われました。プログラミング教材でプログラミングについて学習した後、自分が作成したプログラムを入力したロボットカーをコースからはみ出さないように走らせることに挑戦しました。思ったように動かすのは難しそうでしたが、プログラミングについての興味関心が高まりました。



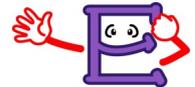
プログラミング教材を使って音楽を鳴らすプログラムを作りました。

親子で相談しながら、一緒にプログラミングを楽しみました。

今回紹介した2つの講座は、学校では体験できないもの、学習指導要領の改訂に伴うものであり、公民館はこれらの状況を考慮しながら企画・運営しています。また、親子で参加できる講座を多く設定し、親子でコミュニケーションを取りながら関わりを深めることや参加者同士のつながりをつくることもねらいの一つとして考えています。地域で子どもを育てていく豊かな学びの場として、公民館の様々な活動に注目してみましょう。

学事コーナー

出張の手続きを確実に



出張関係については、現在、紙ベースによる手続きが主ですが、下の表を参考に、一人一人が今一度出張の手続きを確認してください。学校配分旅費は、厳しい県財政により大きく減額されています。公金(税金)を使っての出張は、県民への説明責任が求められます。必要な事務手続き及び復命を確実にこなうとともに、随時、出張で得た情報を共有し、学校運営の活性化につなげていきましょう。

項目	留意事項(一例です。学校の指示に従ってください。)	根拠法令等
出張前	◆出張内容は職務との関連がありますか。 個人の資質向上等のためだけの内容であれば、教特法22条による研修(右記参照)で検討します。	【各市町学校管理規則】による 職員の出張は、校長が命ずる。
	◆出張前に提出していますか。 ・主催者より旅費支給はありませんか(別途支給有無)。 自家用自動車公務使用の承認を受ける場合 ・運転免許証・車検・任意保険等更新されている場合、更新の事務手続きはできていますか。 飛行機利用の場合 ・早割等による調整額はありますか。	【教育公務員特例法22条(研修の機会)】 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。 これによめない職種(校長、事務職員、学校栄養職員)は、特別休暇15条20。 【各市町職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要領(要綱)】による 【鳥取県 職員の旅費等に関する条例】 第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。
出張後	◆速やかにかつ的確におこなっていますか。 ・学校発着、自宅発着の別に変更はありませんか。 ・別途支給有無の確認はできていますか。 自家用自動車を使用した場合 ・使用距離は正しいですか。 県外出張の場合 ・復命書に日程のわかるものを添付していますか。 ・出発前に概算払いで旅費支給を受けている場合、2週間以内に復命書が提出されていますか。	【各市町勤務規程】による 職員は、出張後速やかに、出張中の用務、行先等を明らかにした復命書を校長に提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、軽易な用務の出張については口頭で復命することができる。 旅行の完了した日から起算して2週間以内の旅費精算が定められています。【旅費条例施行規則 第11条】
	旅費支給手続き 現在は、事務職員が「新旅費システム」を利用し、代理申請・入力等をおこなっています。→申請情報は、「給与・勤怠管理システム」、「電子勤務簿」の「勤務外情報」欄に反映します。確認してみましょう。 (非常勤講師分は、紙ベースによっておこなっています。)	【鳥取県 職員の旅費等に関する条例】 第3条 職員が出張し、または赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。
旅費支給後	◆入金の確認をおこなっていますか。	